

ガソリンの取り扱いにご注意

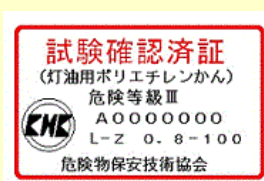
◎ガソリンを灯油用ポリエチレン容器に入れることはできません！

ポリエチレン容器は「灯油専用に製造」されている容器のため、ガソリンを入れることは想定されていません。ガソリンの場合は、ガソリン用として性能試験をクリアした金属製容器等を使用してください。ポリエチレン容器にガソリンを入れると容器が侵され変形し、漏れるおそれがあり大変危険です。

消防法令に適合した容器には、「試験確認済証」「推奨品」等の表示がされています。



※ガソリンの貯蔵に適した容器の例



※灯油の貯蔵に適した容器の例

(写真：危険物保安技術協会ホームページより)

◎セルフスタンドで顧客はガソリンを携行缶に入れることはできません

セルフスタンドで顧客自身が、金属製容器であってもガソリンを詰め替えることはできません。また、自動車・自動二輪・原付バイク等（エンジンにより自走出来るもの）以外に、顧客自身がガソリンを容器に入れることはできません。金属製容器や発電機等にガソリンを入れる際は、顧客自身ではなく、必ず従業員に依頼し入れてもらう必要があります。



(写真：総務省消防庁ホームページより)



問い合わせ先

阿久根地区消防組合 警防課危険物係

電話：0996 - 72 - 0119